

戸籍等交付申請上の注意

◆戸籍を請求できる方は、その戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫など）に限られています。

◆上記以外の方は、次の3つの理由のいずれかに該当する場合に限り申請することができます。

- ①自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
- ②国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ③上記の他、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

これらの理由で戸籍を請求する場合は、下記の例のように戸籍等交付請求書の「第三者請求理由」を具体的に記入して下さい。書ききれない場合は任意の用紙に記入して持参してください。

【①の理由で請求する場合の「使いみち」の記載例】

例) 申請者 大石田太郎は、甲野二郎に対し、平成30年1月10日、弁済期を平成31年4月1日として50万円貸し渡したが、20万円が未返済のまま、甲野二郎が令和元年6月1日に死亡したことから、当該貸金の返還を求めるにあたり、甲野二郎が記載されている戸籍によってその相続人を特定する必要がある。

(権利義務の発生原因・権利義務の内容・戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を記入し、貸金等について交わした契約書や残債額等が分かる原本等、本人確認書類も持参してください)

【②の理由で請求する場合の「使いみち」の記載例】

例) 申請者 大石田花子は、令和元年5月15日に死亡した兄 大石田太郎の相続人として、大石田太郎の財産を相続によって取得したが、その相続税の確定申告書の添付資料として大石田太郎が記載されている戸籍謄本を〇〇税務署に提出する必要がある。

(提出先の国または地方公共団体の機関の名称、提出を必要とする理由を記入し、税務署等公共機関に提出する書類一式、本人確認書類も持参してください。)

【③の理由で請求する場合の「使いみち」の記載例】

例) 申請者 大石田花子は、成年被後見人 甲野三郎の成年後見人であったが、甲野三郎（令和元年6月20日に死亡）の相続人に遺品を渡す必要があるところ、その相続人を特定するために、甲野三郎が記載されている戸籍を確認する必要がある。

(戸籍記載事項の利用目的、戸籍の記載事項の利用を必要とする理由を記入、成年後見人として登記されている登記簿の原本、死亡が確認できる除票等と本人確認書類も持参してください。)